

議案第70号

市長の退職手当の額について

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和34年条例第21号）第3条第2項の規定により、市長の退職手当の額を次のとおり定める。

平成23年12月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

平成20年11月18日において市長であった者の退職手当の額は、新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和34年条例第21号）第3条第1項第1号中「100分の35」とあるのを「100分の0」として、同項の規定を適用して算定した額とする。

提案理由

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例第3条第2項の規定により、平成20年11月18日において市長であった者の退職手当の額について議会の議決を求めるため、本案を提出する。